

災害時における支援協力に関する協定書

秋田市（以下「甲」という。）と秋田県遊技業協同組合（以下「乙」という。）および秋田中央遊技業協同組合（以下「丙」という。）は、災害時における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、秋田市内で災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生し、又は発生するおそれのある場合において、甲の災害対策に必要な支援活動に関し、乙および丙の協力について、必要な事項を定めることを目的とする。

（支援協力の内容）

第2条 乙および丙は、丙の組合員が所有する施設等の特性、災害時の被災状況等を考慮した上で、次に掲げる内容について協力するものとする。

- (1) 災害応急対策用車両の待機場所および一般車両の一時避難場所として使用することができる丙の組合員が所有する施設の使用
- (2) 丙の組合員が所有する施設において、営業時間内におけるトイレの貸出し、飲料水および災害情報の提供等の支援の実施
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲が必要と認める支援業務

（協力要請）

第3条 甲は、災害時において、災害応急対策のため必要があると判断したときは、乙に対して協力要請をすることができるものとし、乙は、丙と協議の上、可能な限り甲に協力するものとする。

2 前項の協力要請は、支援協力要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに当該要請書を提出するものとする。

3 乙および丙は、甲の協力要請を待たずに必要な支援を行うことができるものとする。

（活動報告）

第4条 乙は、支援協力の実施を完了したときは、支援協力報告書（第2号様式）により、速やかに甲に報告するものとする。

（施設等の使用方法等）

第5条 甲が第2条の規定により丙の組合員が所有する施設等を使用する場合には、その使用方法等は、甲、乙および丙が別途協議の上、定めるものとする。

(費用負担)

第6条 第3条の規定による協力に要した費用は、乙ならびに丙および丙の組合員が負担するものとする。

(情報交換)

第7条 甲、乙および丙は、平常時から相互の連絡体制等必要な情報の交換を行い、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和2年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の1か月前までに甲又は乙もしくは丙からこの協定を更新しない旨の文書による通知がない場合は、有効期間は更に1年間更新されるものとし、以後同様とする。

(協議)

第9条 この協定に疑義が生じた事項又は定めのない事項については、甲乙丙協議の上、これを定めるものとする。

この協定を証するため、本書3通を作成し、甲、乙および丙が署名押印の上、各自その1通を所持する。

令和元年10月8日

甲 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市
秋田市長 穂 積 志

乙 秋田市手形字西谷地175番地2
秋田県遊技業協同組合
理事長 松 岡 信 吉

丙 秋田市手形字西谷地175番地2
秋田中央遊技業協同組合
理事長 新 井 弘 泰

第1号様式（第3条関係）

第 号
年 月 日

様

秋田市長

支援協力要請書

災害時における支援協力に関する協定書第3条の規定に基づき、下記のとおり要請します。

記

- 1 日時 年 月 日（ ）から
- 2 場所
- 3 要請内容
- 4 その他

第2号様式（第4条関係）

年 月 日

（宛先）秋田市長

支援協力報告書

年 月 日付け 第 号により協力要請のあった支援協力が下記のとおり終了したので、災害時の支援協力に関する協定書第4条の規定により報告します。

記

1 協力期間

年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで

2 場所

3 協力内容

4 その他